

## 北海道千歳リハビリテーション大学障がい学生支援規程

〔令和5年7月29日  
理事会規程第123号〕

## (目的)

第1条 この規程は、「障害者基本法並びに障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」その他の法令の定めに基づき、北海道千歳リハビリテーション大学(以下「本学」という。)における「障がい学生支援に関する基本方針」に即して、障がい学生支援を実施するために必要な事項を定めることを目的とする。

## (定義)

第2条 この規程において、「障がいのある学生」とは、身体障がい、知的障がい、精神障がい(発達障がいを含む)その他の心身の機能の障がい(以下「障がい」と総称する。)があり、障がい及び社会的障壁により継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける状態にある学生をいう。

## (学長の責務)

第3条 学長は、障がいのある学生が修学における不利益を受けないように配慮するとともに、障がいのある学生の修学等支援方を推進する責務を有する。

## (学部長の責務)

第4条 学部長は、学長の命を受けて障がいのある学生が修学における不利益を受けないように配慮するとともに、障がいのある学生の具体的支援方を講ずる責務を有する。

## (教職員の責務)

第5条 教職員は、障がいのある学生が修学における不利益を受けないように配慮するとともに、障がいのある学生の具体的修学等支援の実施及び合理的配慮の提供に務めなければならない。

## (支援の申し出)

第6条 障がいのある学生は、入学前、入学後のいずれの時期においても、修学に必要な支援の要請を「様式1 支援申請書」を学生委員会に提出することで申し出ることができる。

## (支援実施体制)

第7条 学生委員会は、障がいのある学生の支援の申し出に対し、その教育的ニーズと意思を十分尊重した上で審議し、個別の支援計画を策定する。

2 学務課は、前項の実施計画にしたがって障がいのある学生のための修学等支援の実施を推進する。

3 前項の支援を円滑かつ適切に行うため、学務課は関係部署の調整を行うものとする。

(秘密保持義務)

第8条 障がい学生支援に従事する者又は具体的支援に係る事務に従事していた者は、正当な理由なく、障がいのある学生及び障がい学生支援に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

(事務)

第9条 この規程に係る事務は、学務課が所掌する。

(その他)

第10条 この規程に定めるもののほか、実施に必要な事項については、学長が定める。

附 則

この規程は、令和5年7月29日から施行する。

(様式1)

支援申請書

申請日 令和 年 月 日

北海道千歳リハビリテーション大学長 様

下記の通り、修学に関する配慮の提供を希望します。

入学年度	令和	年度	学生番号	
専攻名				
氏名				
住所				
携帯電話				
メールアドレス				

1. 障がい名 (病名)

※身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳または療育手帳の写しを添付してください。  
手帳をお持ちでない場合は、診断書を添付してください。

---

---

---

2. 障がいの内容、配慮が必要な事項

---

---

---

[現状]

- ①入学前(高校時代等)も、修学上の配慮を受けていた。 ( )  
②障がいや病状について相談できる主治医、相談機関等がある。 ( )

[希望する配慮]

- ①移動、施設・設備利用、支援機器・用具の利用に関する配慮 ( )  
②教材に関する配慮(点訳・電子データ化・拡大・字幕付け・事前配付等) ( )  
③情報伝達・コミュニケーションに関する配慮(手話通訳・要約筆記・文書伝達等) ( )  
④定期試験に関する配慮(時間延長、別室受験、解答方法等) ( )  
⑤履修登録、修学支援等 ( )  
⑥学内生活に関する配慮(トイレ、食事等) ( )  
⑦臨床実習に関する配慮 ( )  
⑧その他 \_\_\_\_\_  
\_\_\_\_\_